

第 7 号議案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年亀岡市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 23 年 9 月 6 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年亀岡市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。